



けやき通信

ごあいさつ 「“8月3日”は何の日？」

「8月3日」は何の日でしょう？ ということで、少し司法書士の歴史をご紹介します。

「司法書士」という名称は昭和10年の改正で定められました。それ以前にも何回か名称変更がありましたが、一番最初は「代書人」という名称でした。ですので代書人が司法書士の起源となります。

代書人ですが、1872年（明治5年）に司法職務定制が公布されたことで誕生しましたが、司法職務定制が

公布された日が「8月3日」だったため、8月3日を「司法書士の日」と決めました。

ということで、答えは「司法書士の日」です。

特に今年は、司法職務定制が公布されてから150年、つまり司法書士制度誕生150周年の節目の年となります。

ちなみに今年は、愛知県誕生、鉄道開業、野球伝来も150周年だそうです。

今月のテーマ 「遺産分割内容の検討」



1. まず最初に・・・

相続人及び遺産が確定しましたら、次に、遺産を相続人の誰が取得するかを話し合いで決めていきます。これを、「遺産分割協議」といいます。

2. 遺産分割の基準

「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。」と、民法という法律に規定されていますので、ご注意ください。

3. 遺産分割の回数

遺産分割は、1回の話し合いで遺産全部について取得者を決めることが多い（原則）ですが、遺産の一部についてののみすることも認められています。これを「一部分割」といいます。

例えば、相続税を支払うための資金を確保するため、一部の不動産について遺産分割を先行し、売買手続きを進めるケースが典型です。

一部分割は、①相続人全員が一部分割であることを認識しているか、②残りの遺産で他の相続人の公平を図ることができるか、などに注意を払う必要があります。

4. 遺産分割の方法

遺産分割の方法として、（１）現物分割、（２）代償分割、（３）換価分割の３種類があります。

（１）現物分割

これは、不動産・動産・株といった現物をそのまま

相続人が取得する方法です。

例えば、遺産が自宅の土地・建物と株である場合、「自宅の土地・建物は配偶者が取得し、株は長男が取得する。」と決めるものです。

（２）代償分割

これは、現物を特定の相続人が取得し、現物を取得した相続人が他の相続人に金銭等を支払う方法です。

例えば、遺産が自宅の土地・建物のみの場合、自宅の土地・建物は配偶者が取得し、現物を取得できない長女に、配偶者が金銭を支払うというものです。

代償分割は、現物を物理的に細分化することで価値が低下する場合や、物理的に細分化できず共有とすることで権利関係が複雑になる場合に活用すると、価値の低下や複雑な権利関係を避けることができ、かつ現物を取得した相続人とそうでない相続人との公平を図ることができます。

（３）換価分割

これは、遺産を売却処分して、そこで得た売却代金を相続人間で分配する方法です。

換価分割は、空家対策や、相続人間の公平を図るため金銭を活用するための手段として有益な方法です。

遺産分割協議の際、現物分割に固執していると相続人間の公平が図られず円滑に協議が進まない場合があります。その時は、代償分割や換価分割を織り交ぜながら柔軟に話し合いをしてみてください。

事務所のご案内



司法書士 吉川 豊
TEL 0562-91-4350
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103
業務時間：平日9時～18時

（事前のご予約で、時間外・土日也对応可能です。）



主な取扱い業務

- ✓相続・遺言の作成支援・成年後見等
- ✓不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓会社設立・役員変更・目的変更

（当事務所HP）



吉川事務所 豊明市

